

生徒指導規程

尾道市立栗原北小学校

第1条 目的

全ての児童がルールを守り、一人一人が生き生きと学び合い、安全で安心して学校生活を送ることができるようとするため、生徒指導の充実を図るための事項を定めるものである。

第2条 生徒指導のポイント “自己指導能力の育成” を目指して

- ①自己肯定感を与える・・・児童が学校生活の中で自分の存在感を味わうことができ、集団への所属感が持てるように指導する。
- ②自律の育成・・・・・・・児童が、社会のルールを守り、互いをかけがえのない存在として認め合い、よりよい社会をつくるために貢献できる人間になれるよう指導する。
- ③自己責任の明確化・・・・自分で判断して行動し、自分がかかわったことについては、他人のせいにすることなく、自分で責任をとっていくという姿勢を育てていく。

第3条 きまりの厳守について

ここでいうきまりとは、「社会のルール」や「栗原北小学校のきまり」をはじめとして学校生活全般に関する規律については必ず守っていく。

第4条 問題行動などへの指導

【目的】児童は、学校生活全般に関する規律を守るという行動を通して、栗北小の一員としての自覚を持ち、集団生活での生活規律の形成を図り、社会の一員としてふさわしい行動をとり、役割を果たすことができるようとする。

1 服装・頭髪の指導

①服装違反

その場で注意する。

名札・帽子などの忘れ物については、連絡帳に本人が書き、3日連続になると保護者に連絡する。その他の服装に関する違反も、3日連続になると保護者に連絡する。

②頭髪違反

頭髪違反（髪染め・髪型等）したときは、指導して、保護者に直すことを依頼し、規則について理解していただき、指導の協力を求める。また、アクセサリーや髪ゴムの違反についても、頭髪違反に準ずる。

2 反社会的な行動

(窃盗・万引き・飲酒・喫煙・暴力・いじめ・恐喝・火遊び・器物破損・落書きなど)

- ・別室にて情報収集及び事実確認を行い、指導する。（別室とは職員室の隣の小部屋）
- ・その後、保護者に学校へ来ていただくか家庭訪問を行い、事実と今後の指導方針を提示し対応を話し合う。

- ・話し合い後、親子の会話を持たせる。
- ・次の日は、特別な指導を行う。

※器物破損については、故意による破損の場合、破損の程度、本人の様子により保護者に連絡をする。状況説明の後、修理・弁償について話し合う。(原則 弁償)

※反社会的な行動については、場合によっては関係機関と連携する。

- 3 持ってきてはいけない物(携帯電話・キーホルダー・カード・お金など)を持ってきたときは事実確認をし、指導した後、放課後まで担任が預かる。放課後注意した後返すか、場合によっては、保護者に連絡をし、保護者に取りに来てもらう。
- 4 その他
その場で注意・指導し、保護者に連絡をする。

第5条 特別な指導

児童が安全・安心な学校生活を送るため、本人の自律を育成するために、特別な指導を行うことがある。

【目的】別室で児童が自ら起こした問題行動を反省し、よりよい充実した学校生活を送るためにどうすればよいかを落ち着いて考えさせる。

【項目】

(1) 反社会的な違反を犯したとき

1回目は、1日間の別室指導。(別室とは職員室の隣の小部屋)

2回目は、2日間の別室指導。

3回目以上は、3日間の別室指導。

※改善が見られない場合は、延長されることもある。

※登校したら別室に行き、そこで1日過ごす。給食も別室で食べる。

〈指導内容〉

- ・繰り返し問題行動をおこさないようしっかりと反省をさせ、指導する。
- ・朝「今日の目標」を立て、帰りに「ふり返り」をする。
- ・学習内容は、当該学年の学習を行う。

(2) 授業妨害(騒ぐ・暴言など)を行ったとき・・・授業妨害とは、他の児童が落ち着いて(集中して)学習できない状況をつくること

①授業者が指導する。授業者が担任でない場合は、担任に連絡する。

②指導に従わない場合は、生徒指導主事に連絡し、一緒に別室で指導する。指導は、注意だけでなく、妨害に至った要因もつかんで対処していく。

③自分でふり返りができる、進んで学習ができるようになるまで別室で指導する。

④保護者と連絡をとる。

(3) 注意しても校則を守らないとき(頭髪違反など)

注意し、指導しても直さなかった場合は、他の児童への影響を考え、元に戻すまで別室指導する。

〈附則〉 この規則は、平成23年9月1日より施行する。

平成29年4月1日 一部改定